

裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年2月16日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等	裁判員経験者1番	男性	30代(以下「1番」と略記)
	裁判員経験者2番	男性	70代(以下「2番」と略記)
	裁判員経験者3番	男性	20代(以下「3番」と略記)
	補充裁判員経験者4番	女性	20代(以下「4番」と略記)
	補充裁判員経験者5番	女性	60代(以下「5番」と略記)
	裁判員経験者6番	女性	30代(以下「6番」と略記)
	補充裁判員経験者7番	女性	40代(以下「7番」と略記)
	補充裁判員経験者8番	男性	40代(以下「8番」と略記)
	裁判員経験者9番	女性	40代(以下「9番」と略記)
	補充裁判員経験者10番	女性	50代(以下「10番」と略記)

出席者

司 会 北 村 和

裁判官 小笠原 義 泰

検察官 亦 ^{また} 野 誠 二

弁護士 本 多 直

裁判員等経験者1番～10番

報道関係者 NHK

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 裁判員等を経験されての大まかな感想・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 法廷での審理に関する感想, 意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 評議に関する感想, 意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 裁判員裁判の負担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 6 これから裁判員等になられる方へのメッセージ・・・・・・・・ 31

7	報道機関からの質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
8	最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

1 はじめに

司会

水戸地裁刑事部の裁判官の北村と申します。この意見交換会の趣旨は、裁判員裁判における審理が裁判員の皆様にとって分かりやすいものになっているかどうか、あるいは今後より分かりやすいものにするためには、どのような改善が必要かというのを皆様に実際参加された感想を交えてお伺いしたいという趣旨です。

裁判員制度が始まってから既に7年が経ちました。県民の皆様の御協力のおかげで概ね順調に運用されていると見ておりますけども、作った制度を長続きさせるためには、常に見直すべきところは見直して、より良いものに変えていかなければいけないと考えております。裁判員あるいは補充裁判員を実際に経験された皆様の率直な感想や御意見をお伺いして、改善に役立てていこうと思っております。

また、県民の方にしてみると、7年経っているので、忘れられている制度になっているところもあります。果たして自分達でもやっていけるんだろうかと不安になっている方、結構いらっしゃいますので、そういう方に向けても、実際に経験された方から御意見をいただいて、生の声をお伝えすることで、これから参加される方の負担とか御心配を少しでも少なくすることができるのではないかと考えて、こういう会を設けさせていただきました。

検察官

水戸地方検察庁の亦野と申します。普段、裁判員裁判を担当しておりますので、今日は率直な意見をお聞かせいただければと思っております。

弁護士

茨城県弁護士会所属の本多と申します。今回、裁判員を御経験された方々につ

いて、どういう御感想を抱いていたのかということ私の方でも興味と言いますか、勉強したいと思いましたので出席させていただきました。

裁判官

水戸地裁裁判官の小笠原と申します。水戸地裁の本庁には、刑事事件の合議体という3人の裁判官で事件を行う組み合わせが二つあるんですが、そのうちの一つの裁判長を務めております。裁判員、補充裁判員を務められた方の御意見をいただいて、今後の審理に活かしていきたいと思っています。忌憚のない御意見をいただければと思っています。

2 裁判員等を経験されての大まかな感想

司会

では、話題事項の1番に入らせていただきます。1番さんから5番さんまでの事件、6、7、8番さんの事件、9番さんの事件、10番さんの事件と、今回四つの事件がありますので、お話される前に私の方から、事件について簡単な内容を紹介させていただきます。

まず、1番さんから5番さんまでは、同じ事件を担当され、その中で五つのわいせつ系の事件が併合して一緒に審理された事件でした。内容としては、女子中高生に対して道路上でわいせつな行為をして怪我をさせたり、あるいは衣服を奪い取って怪我をさせたりした事件です。

全ての事実を認めている事件を自白事件、認めていない事実が含まれている事件を否認事件と言いますが、そのうちの一つは、自分は犯人でないという否認事件も含まれていました。

1番

裁判を初めて経験して、わいせつ事件が担当だったんですけど、実際目の当たりにしてみて、自分の中の気持ちの揺れどころをコントロールして持っていくのが結構大変でした。被害者の方が結構いたんでそれが大変でした。

司会

法廷で被害者の方の証言とかをお聞きになった事件でしたか。

1 番

ええ。4人ぐらい被害者の方が来ていて、最初は慣れていなかったから淡々と聞いていたんですけど、何となく裁判のシステムが分かってきてから、頭の中に言葉がどんどん入ってくるようになり、被害者の気持ちの方が自分の心の中に入ってきて、中立な立場に行かなきゃいけないんだろうけども、自分の感情をコントロールするのが、後半の方は大変でした。

2 番

五つの審理のことなんですが、みんな同じような事件になっているんですが、その被告人には前科が二つあって、五つ審理されたわけですよ。だから、被告人が今回の判決を受けたんでしょ、それからの出所後の更生ということに対して、できるのかできないのか、年齢的にはまだ若いし、更生はしてもらおうということが一番の念頭です。

3 番

自分は、裁判員をする前とした後での変化についてお話したいと思います。する前なんですが、事件や判決に対して、ニュースで見ても軽いかなって思ったりしてたんですけど、実際、裁判員をしてから日本の法律の仕組みとかが分かって、こんなふうに判決とか組むんだって思って、それからニュースで事件を見ると、結構重い判断されたなとか、苦渋で結構、裁判員の方も大変な思いしてされてるんだなって思いました。

4 番

私は補充裁判員でしたので、直接、判決に対する何かというのはなかったんですけども、弁護士と被告人の意見と、あと検察官の提出する証拠という形でいろいろなものを見て、淡々と決まっていくなんだろうなという外側のイメージだったのが、これだけ議論をして、こういう行為に対してこれだけの刑というようなことを知ることができたのが、一番経験して良かったなというところですよ。

結構、これはこうだからという過去のもので全部決まっていくなだろうという思い込みがあったので、これだけ人が考えて悩んで、結果的にこれは本当にそうなのかみたいなものまで、どこまでというのを見ていけるっていうのが事情にあったっていうのは、経験しなきゃ分からなかったことです。

5 番

私も補充裁判員だったんですけれども、ここに来るまでいろんな事件をテレビで今まで見ていましたけれども、判決が出るまでは、いろいろ裁判員の方ももちろん、検察官、裁判官、弁護人も相当エネルギーがいるんだなっていう感じがしました。

私たちが関わった事件なんですけれども、犯人が思春期の子供たちを狙ったことがすごく許せなくて、私たちは判決を出すのには、法律に基づいて判決を出すのでしようけれども、自分の身に置き代えると許せないなっていう、そういう感じを受けました。

司会

それでは、6番さん、7番さん、8番さんからお話伺いたと思います。3人が務められた事件を紹介いたします。

この事件は、先ほどの区別で言うと否認事件です。暴力団員である被告人が他の組に所属する暴力団組員を拳銃で殺害したとされている事件で、被告人の言い分としては、自分が拳銃を発射したのではなく、向こうが持ってきた拳銃を奪おうとして暴発してしまったんだという主張をした事件で、その後、死体を河川敷の穴に埋めた事件もありました。他に殺人事件とは全く関係ないんですけども、労働者を多数回、違法に派遣したという事件も一緒に審理しました。

6 番

まさか自分が経験すると思っていなかったもので、裁判員を経験した後では、いろいろな事件に興味を持つようになり、今までは被害者の気持ちばかり考えていて、あまり加害者の立場は考えてなかったんですけど、加害者の方の立場からも

考えるようになったり、いろいろ勉強になりました。

7番

私は補充裁判員で参加しました。私も参加するまでは、何となくこれは軽いんじゃないか、これは重いんじゃないかと、ただ事件を見て思っただけだったんですけれども、実際に参加してみて、加害者側の言い分、被害者側の言い分、あとは証人の言い分、全部その方たちが証言台に立つたびに、何となくそちらの方の意見に気持ちが傾いていってしまっていて、こういう言い分があるんだなっていういろいろなものが入ってきて、それにも関わらず、自分で見たわけではない事件を裁かなければいけなく、全てが想像の中で、でも、そこに事実があって、それを見つけていかなければいけないという、とても難しいところで、家に帰って布団の中で、こういうことを言えば良かったと毎日反省をしながら生活をしていました。

8番

私も補充裁判員で入ったんですけれども、裁判を見ること自体も初めての経験だったんですが、その内容が、事故だったのか故意だったのかっていうところ、直接的に決定付ける証拠というのがなかったので、いろんな証言とか状況の証拠から、いろいろ皆さんで話し合っただけで決めていったんですけれども、そういった証拠を基に公平に判断するというのが非常に勉強になりまして、あとは法廷の中でも、検察官や弁護士からいろんな質問が飛び交って、そういった質問のスキルっていいですか、非常に勉強になりまして、今でも自分の仕事において、公平に判断するとか質問を大事にするっていうところは、すごく意識して取り組んでいるので、本当にいい経験だったと思います。

司会

では、9番さんの事件を紹介させていただきます。この事件は、被告人がスナックの経営者の女性に好意を抱いていて、その女性に対して、交際相手がいるんじゃないかと疑うようになって、その女性の居所を突き止めて、その人の上の階

に移り住んだと。そこから自分の部屋の下にその女性がいますので、自分の部屋の床に穴を開けて器物損壊をした後に、被害者の部屋に入って強姦しようとしてしました。スタンガンを持っていて、暴行、脅迫をしたけども、被害者に抵抗されて強姦は未遂に終わって、怪我をさせてしまったという事件でした。

9 番

裁判自体も初めてだったので、自分がそういう立場に立てるとは思っていなかったんですけど、いざ法廷を目の当たりにして評議をしていく中で、思っていたより自分の意見をちゃんと聞き入れてくれるんだなっていうのが一番の印象でした。

いろんな年代の方がいたので、他の人と同じ裁判を聞いていても、これだけ意見が違うんだなっていうのが感想になるかなと思います。他の人が思ってる意見とかが聞いたことが、自分の今の仕事とかにも役立ってるような気がして、聞いたことがとても良かったと思っています。

司会

それでは、10番さんの事件を紹介しますと、連続して強盗とか窃盗をやった事件でした。歩いていたり自転車で通行している人を殴ったり、自転車ごと引き倒したりして、金品を奪ったという事件と、やり方は大体似てますけども、パチンコ店の廊下で現金が入ったポーチを被害者が手を離した隙に盗んだという事件と一緒に審理された事件でした。

10 番

私も補充裁判員として参加しました。被告人の年齢なんですけれども、自分の子供と同じぐらいだったので、すごく悩み、大変だったなって当時のことを思い出します。そのときは、何件かの事例により結論を出し、自分でも納得はしたんですけれども、もっとどうにかならなかったのかなってたまに思い出して、まだ引きずっています。

司会

判決で結論が出てしまっているのですが、我々としては、やることはやったということで割り切らざるを得ないかと思います。実際、今回の4件の事件の中で、1番さんから5番さんまでの事件と、6番さんから8番さんまでの事件、それぞれ不服があるということで控訴の申立てがあった事件ですけど、いずれも控訴棄却で一審の判断が正しかったという結論にはなっております。

3 法廷での審理に関する感想、意見

それでは、話題事項2に入ります。印象に残った点や分かりにくいと感じた点がありますか。いわゆる刺激証拠を見たくなかったとか、あるいは平気でしたとか、何でも結構です。

1番

法廷に入ったのも初めてだったんですけど、入って頭が真っ白になって、かなりの緊張度だったんですけど、検察官、弁護士いずれも結構声が大きくて、難しい言葉もなくて、緊張している中でも頭の中に入ってきて、分かりやすかったなという、聞きやすかったなというイメージが残っています。

司会

事件が五つあって、似たような感じの事件だったので、区別が付きづらいんじゃないかなって多分裁判官も考えて、1個ずつ、少しずつ審理を続けていった感じの事件でしたね。

1番

はい、そうです。

司会

分かりやすい感じでしたか。

1番

一つ一つとりあえずやっていったので、自分の中では一応整理して、次へ次へいけたので大丈夫でした。

司会

事件が一緒になるような感じはないですか。

1 番

一つ一つを一応完結させて次へ、もう割り切っていないとごっちゃになったら大変だなと思っていたんで、あのときの自分の感情であって、後から思うといろいろ違うかなとは思ったんですけど、正直あのときは、とにかくこなすのが精一杯でした。

2 番

初めての法廷に入ったときは1 番の方のように頭が真っ白になって、見渡す限り自分の想像したこととは違うようなことでした。

それと、被害者がみんな若い女性の方だったので、若い女性の証人に来た人の気持ちっていうのは、本当にかわいそうというか、証人の方の話を聞かなくちゃ、よく審理ができないわけですから、それまでも警察とかそういうところで十分に話をされて聞かれてきたわけで、裁判の証人でまた同じようなことを聞かれて、これは本当に当人にとっては辛いと思います。だけど、それをしなければ裁判では審理にならないからやむを得ないことだろうと思うんです。

司会

実際、1 番さんから5 番さんで担当された事件は、被害者とされる方のお話というのは全部証言で出た感じですか。それとも一部調書もあったんですか。

4 番

第5 事件以外は証人です。

司会

かわいそうな感じはありますが、直接聞いた方が生の声として、気持ちとしては入りやすいような感じでしたか。

2 番

当人の方は辛い思いをしてたように思われます。

3 番

自分も最初、裁判員に選ばれて、初日、法廷入ったんですけど、自分にできるかなと不安がいっぱいだったんですけど、裁判長や裁判官の方も丁寧に説明していただいて、検察官の方とか弁護人の方もなるべく自分たち裁判員の方にも分かりやすく説明していただいたりしたので、2日、3日と日が経過していくにつれて、自分も大体流れとか分かりましたし、分かりにくい感じはなかったです。比較的分かりやすくなったので、自分も審理しやすかったです。

司会

法廷でのいわゆる証拠調べ、それが全部終わってから話をするのが普通多いと思うんですけども、この事件は、途中で皆様方で中間的な評議、話合いをされたと聞いてますけど、やり易かった感じですか。

3番

はい、この事件は分けていただいた方が途中でまとめも入りますし、最後にまとめると、これってどういう事件だったっけとなってしまうので、分けた方が分かりやすくて、最後のまとめもしやすかったです。

司会

一個ずつ分けて話合いっていう形になると、期間が延びてしまうっていうデメリットはあるかと思うんですけども、それを置いたとしても、分けて話合いを入れた方が分かりやすかった感じでしょうか。

3番

はい、分けていただいた方が自分の方でメモとか取ったりして分かりやすいので、最後にまとめていただくよりも、分けた方が分かりやすいです。

4番

補充裁判員でしたので、後ろの席で実際の裁判員の皆さんが話している、あるいは質問するのを見させていただいて、比較的、中を見ることに関しては客観的というか、それほど自分に、これをやらなきゃっていうよりは、話を全部聞きたいなという感じで臨んでました。印象としては、弁護人も検察官も、それぞれ意

見を、この意見はこうですよという感じで強くおっしゃっていた感じなので、食い違いがある部分に関して、そういう意見というか、見方でそれぞれ進めてるんだなっていうのは結構印象的でした。弁護人と検察官が、男性と女性で、途中で男性の方がこっちの方の証拠がっていうような形で言うと、しゃべり方とかでも印象は変わってくるんだなという感じで、淡々と聞きながらも、こういう情報がこういう言い方をされると印象が変わってくるのかというのを、駆け引きではないんでしょうけど、裁判の中である、そういう裁判員裁判になったからこそある、こういう提供の仕方というか、情報の示し方なのかなというのが一つ印象的でした。特に分かりにくいというほどのこともなく、見たくない証拠もなかったです。

司会

この事件、被告人の声が少し小さくて聞こえづらかったということがあって、裁判所の方からもなるべく大きく話してくださいと注意をしたようなんですけど、なかなか直らなかつたと聞いてますけど、そういう感じですか。

4番

そこは、もうしょうがないんじゃないというレベルの話になってしましまして、結果的には、弁護人が言いたいことは言っていたし、必要であれば、被告人に対して、こうでしたよねというような感じで聞き方があったので、その部分は、逆に自分が主張としたいところは、被告人も強く主張していたような印象でした。

5番

私も3番さんと同じような意見です。そのようにやって、すごく分かりやすかったと思います。それで審理をして、中に入って、最初ここに来るまでは、テレビで見る限りは1時間とか2時間話し合っただけで決めるのかなって思ってたけれども、中に入って、短いと10分で評議室に帰ってきて評議したり、そういうのが良かったと思います。

司会

小刻みに入ったり出たりしてっていう感じですか。

5 番

ええ，そうです。それが良かったと思います。評議をして，9人いますから，意見が分かれるときもありましたけれども，裁判長がホワイトボードに書いて，こっちの意見とかこっちの意見とか丸付けたり，そういうふうにやってくれてすごく分かりやすかったです。

司会

裁判長が進行をしながらホワイトボードも利用していたのですか。

5 番

ええ，そうです。

司会

本来は裁判長，裁判官っていうのは，検察官と弁護人がやり合うのを見て判断するので，本当は法廷だけで見て結論が出るように，しなきゃいけないかと思うんですけども，そういう観点からいくと，この事件の検察官，弁護人はもうちょっと工夫した方が良かった感じなのでしょうか。

5 番

女性の弁護人がすごくインパクトが強くて，仕事だからしょうがないんですけど，弁護人は被告人の弁護をするわけですが，弁護人の印象がよくないとちらっと思いました。

司会

私としては，正常な姿かなと思っていて，私たちは相撲の行司なので，相撲でお互いに全力を尽くして検察と弁護がやり合ってもらわなきゃいけないので，あまり弁護人がおとなしくしてしまうと，いい相撲にはならないと思っています。

6 番

私は初めてということもあって，緊張していて，暴力団の殺人っていうこともあったので，見たくない証拠とかあるのかなと思ったけど，全然なくて。あとは証人とかそういう人が，今まで自分にあんまり関わったことのない人の意見とか

聞けたのが、すごい興味を持ったところでもありました。

あと、検察官の話仕方なのか分からないですけど、長く感じて、あまり頭に入ってこなかったっていうのがありまして、逆に弁護人の説明の方が説得力があり、すごい良かったなって感じました。

7番

分かりにくい点は特になかったんですけども、検察官が裁判員にかみ砕いて分かりやすく説明してくださっているっていうのはすごく伝わってくるんですが、余りにも同じことを何回も何回も、またかっていうぐらいの質問が多かったので、それが逆に、聞いているこちらとしては分かりにくいというか、何を目的にして、同じことを何回も聞いているのかなと思いました。

あと、6番さんもおっしゃっていたんですが、検察官の声の出し方、弁護人の声の出し方、それによって全然違うなど。私も6番さんと同じく、弁護人が話をし出すと、加害者の方を弁護しているにも関わらず、そちらの方に話を引き込まれてしまうような感じだったので、内容も大事ですけども、話し方も大分、これによっても違って来るなという感じがしました。

8番

私も補充裁判員っていうことで、プレッシャーがない状態というか、気楽には見れたんですけども、法廷の中でとにかく登場人物がすごく多かったので、法廷の中では、その関係性とか、あとは起こった出来事の順番がごちゃごちゃになってしまって、とにかく、その都度その都度メモをするので精一杯だったんですけども、それは後で評議のときに、時系列で事を順番に並べてくださったりとか、関係性も整理してくださったので、それはすごく分かりやすかったと思います。

あとは暴力団関係者の証人が、報復とかそういったのを恐れてるのかと思うんですけども、法廷ではなかなか証言しなかったりとか、大事なところは、もうとにかく覚えてないというような回答がすごく多かったので、聞いているこちらでも分からなかったですし、特に検察官が非常に苦勞されてるなっていうのがすご

く印象に残ってます。

9 番

先ほどから皆さん、弁護人と検察官の話し方で変わると言っていたんですが、私も最初思っていたイメージが、弁護人は弁護する側で、検察官は悪い言い方してしまうと問い詰めるようなイメージを持って、裁判員やる前は思っていたんですが、いざ法廷に出ると、私が出た法廷では、どちらかと言うと弁護人の方がきつかったので、イメージが逆でした。

特殊なというか、穴を掘る道具など、名前を聞いても思い浮かばないような証拠品が多かったのも、それを評議のときに細かく教えてもらったりしたのが、とても分かりやすく良かったと思います。

司会

証拠の中に見たくなかったなとか、このような写真までいらんんじゃないのとかいうのはなかったですか。

9 番

写真とかで目を背けるようなものは特にはなかったのも、こんなのあるんだって逆に、こんなもの使うと穴掘れるんだぐらいの感じの方が多かったんです。

司会

わいせつ事件で、部屋の中に入って被害者を弄ぼうとしたと、そのための道具みたいなものを全部現場に持ち込んでいたというような事件だったので、結構生々しい用具の写真とか、そういうのもあったのですか。

9 番

道具は広げられてた写真があって、そこにあんまり着目はしていなかったようなイメージがあるので、どちらかと言うと、使ったものが特殊なもので、いつも目にしないようなものが多かったのも、目を背けるような嫌な感じではなかったんです。

10 番

事件は違うんですけれども、7番さんと同じで、検察官の質問、同じようなことを何度も何度も、私に関わったのは4件の事件で、自転車とか使ったので、右足から自転車から落ちたの、右ひざからついたの、右手はどうだったの、これそんなに裁判に重要なことなのかなってというような質問が多かったと思います。

分かりにくいなって感じた点は、評議室に戻って、裁判長がこうでこうでって教えていただいたので、納得できたので、別にありません。あと、別に見たくなかった証拠等もありません。

司会

補足させていただくと、自転車に乗った方が転んでしまった事件なんですけども、転んだ時の倒れ方とか、ガードレールの近くで倒れてしまったので、ガードレールとの距離みたいなところまで聞かれていて、確かに裁判官としても、何のためにこれ聞いているのかなと思いつながりながら聞いていた記憶はあります。私たちは重要だから聞いているんだらうなって思いで質問を聞くんですけども、聞いて、何かゴールが見つかるのかっていうのが分からないままに質問が続いたので、比較的、検察官に対してはいい評価にはなっていない感じです。

検察官

貴重な御意見ありがとうございます。4番さんの質問で、証拠説明の話し方で印象が大分変わる話をされていたかと思うんですけど、特に検察官は、裁判員裁判で多くの証拠を朗読して長時間聞いてもらうことになるので、話し方に限らず、表現ですとかいろんな点があるかと思うんですけれど、どういうふうにしたら集中して、興味を持ち続けて聞けるのかっていうところをお聞きできればなと思います。

4番

担当の検察官が2名いらっしゃいまして、女性の方は基本淡々と、こうですね、ああですね、これはこうでこういう証拠でしたというような形で言ってらっしゃって、被告人に対して、こういうことがありましたねっていうのも、結構問い詰

めるようなイメージで言われてまして「だったんですよね」，「そうですね」，「違いますよね」，というような重ねた質問で，強い印象を受けて，調べる方としてはその姿勢なんだろうなと思ったんですけど，後ほど出ていらっしゃった男性の方は，わりと柔らかく聞こえるようにおっしゃっていて「こうなんですよ」，「こうなんです」っていうような形で，検察はこういう見解を示して，こういう聞き方をしてますというような感じです。あとは，一方通行的な平坦なしゃべり方をされてらっしゃったので，女性の方の意見を聞いてた時には，情景は思い浮かぶんですけども，素通りしていってしまうような印象も少しありました。

一方で，男性の方，結構緩急を付けたしゃべり方をしてくださって，一拍置いて「そうなんです」みたいな感じでおっしゃってる時もあったので，これは結構聞きやすいと思って，メモを取る時も印象が変わってきたっていう記憶があります。

検察官

追及する時にあめとムチじゃないですけど，検察官の使い分けをっていうのは今までやったことは特にはないです。たまたま，後から出てきた検察官が，前の人の質問の雰囲気ですとか場の空気を読んで，やり方を少し変えて場を戻したというか，意識的にやったのかもしれないです。そういうことはあります。最初から役割分担決めてやろうっていうところまではやったことはないです。

弁護士

貴重な御意見ありがとうございます。多分裁判官の方からもこの事件はこういう事件で，検察官はこういう証拠で被告人の有罪を証明しようとしています，弁護人は，検察官が立証しようとしていることについて，こういう争い方をしていますという御説明はあったんだと思うんですけども，その点に関しては，事前に結構分かりやすく頭の中には入っていましたか。

3番

一応，最初に配られた資料とかで，この点は争っているとかっていうのはあつ

たんですけど、検察官や弁護人の説明を聞くと、資料では分からないことが分かったので、言っていた方が分かりやすいです。

弁護士

言っていた方がってというのは、事前の裁判官からの説明が詳しい方がいいという意味ですか。

3番

そうです。でも最初は、言われてもこんがらがらないですけど、資料を見て分からないところもあります。

弁護士

事前に、どこが争いになってるかっていうのがよく分からなかった、事前のところの争いがよく分からなかったとか、そういうところがありますか。

3番

それはないです。

司会

別の否認事件ではいかがですか。

弁護士

8番の方、事前の整理の部分で、裁判官の方から、この事件に関してはこういうところが争いになっているので、例えば証人の方にはこういうことを聞かれると思いますという説明があったと思いますが、その時点の説明では結構分かりやすかったですか。

8番

事前にその資料の中で、図解で分かりやすく示されてありまして、説明も丁寧にしてくださったので、それは分かった上で法廷に臨めました。

弁護士

となると、例えば尋問になって、その尋問の場ではよく分からなくなってしまうことはありますか。

8 番

結構、出来事がありまして、その順番が法廷の中でこんがらがりまして、何年の何月に誰と誰がどこどこで会って、いろいろ質問があるんですけども、それが、あれが起こった後だったのか前だったのかとか、法廷の中ではごちゃごちゃしてしまっただけで、また評議のときに、それは時系列で順番に裁判官の方が説明してくださったので、これがあってこうだったんだなって理解できたような形です。

4 評議に関する感想、意見

司会

それでは話題事項3に移ります。評議室の中での進め方とか雰囲気などについてと、皆様方の御負担についての話を聞かせていただきたいと思います。

評議の中で、裁判官としては、裁判員である一般の方々ときちんと意見を交換して、きちんとくみ取って判決に生かしたいということがありますので、各裁判官が入った合議体ごとに、きちんと意見を吸い上げてうまくやれたのかとか、分からないときにきちんと裁判官の方で手当ができたのかというところ、本当に正直なところ聞きたいと思いますので、御意見をいただきたいと思います。

10 番

分からない点は、評議室に戻ったときの説明で納得できましたし、雰囲気も面白い方がいて、和気あいあいとできました。私たちはちょうど男女の人数も半々で、年齢も高い方から若い方まで、ちょうど平均的になるのは珍しいっていうお話があった裁判員の集まりだったんですけども、皆さん雰囲気は良くできたと思います。

9 番

最初の感想のときにも言ったんですが、自分の意見が思ったよりも皆さんしっかり聞き入れてくれてるんだなっていうのがとても印象に残っています。誰かが発したことで分からないことは、分からないって言うと、裁判長が補足したりしてくれてたので、特に分かりにくいとか、ここはこうなんじゃないかとか意見が食

い違うこととか、そういうことも補足の中でどんどん理解できているようなイメージがあったので、雰囲気的には悪くはなかったと思います。

司会

刑を決めるときに、レベル付けみたいな話をさせていただいたと思うんですけど、あの辺りは十分皆さん理解してた感じでしょうか。

9番

評議している中で、これはこうだからこうなんじゃないかっていうのをちゃんと言えば、それがみんな、そうなのかって納得してくれるところと、いや違うんじゃないかって言ってくれるところもちゃんとあったので、評議をしますよっていう、裁判の最後の判決を出しますよって言ったときにも、まとまったんじゃないかなって思います。

8番

本当に、一つ一つ本当に丁寧に説明してくださって、分かりやすく評議できたと思います。皆さんに裁判官の方も意見を振って、言ってみれば法律の素人なのに、こんなに意見聞いてくれるんだってというぐらい意見を聞いて、尊重してくださったので、本当に裁判に参加しているんだなって実感もありましたし、本当に分かりやすかったっていうのが一番の印象です。

7番

法廷の中では首をひねりながら評議室に帰ってきたときにも、裁判官の方から意見っていかお話をたくさんしていただいて、そこで納得するっていうことが私の場合は多々あったので、おしゃべりすぎじゃないかというときは言ってくださいというお話だったんですけども、私は逆にそちらの方がありがたかったです。

武器によって、殺し方にも重さがあるというか、評決を取る時以前に、武器によっても重さが違うんだよということは、裁判長のお話から分かったことなので、お話をしていただいて私はありがたかったです。

司会

今回特殊だったのは、拳銃を使って人を殺した事件なので、殺人事件の中では拳銃を使った方が社会的には厳しく非難されなきゃいけないんじゃないかというのを皆さんで話し合いをしたって感じです。

6番

私も自分の思っていることはちゃんと言えたんで、その点は良かったかなと思います。ただ、もしかしたら自分の意見を言えなくて、人の意見に流されてしまった人もいるのかなとは思いました。

あと、いろいろな意見があったので、たくさんの意見があって、それを一つにまとめるというのが難しいなって感じました。

司会

いろんな意見を、最終的には判決書っていう文書に裁判官はしなきゃいけないんで、私が担当する裁判体では、判決の草稿、原案を皆さん方にお示しして、一人ずつ読んでもらって、意見をもらって、完成させるって感じでやっていたんですけど、あの辺りはどうですか。そこまでしなくていいんじゃないのとか、判決書のチェックの時間を長く取った方がいい感じなのか、その辺いかがでしょうか。

6番

その点は特に大丈夫だったと思います。

5番

私は、雰囲気はすごく良かったです。裁判長と裁判官3人ともすごく良くしていただいて、最初裁判所に来るまでは不安だったんです。テレビで見ている限り裁判長とか裁判官っていう方は、私たちには身近じゃないので、何か怖そうに感じるし、うまく話ができるのかなって思っていましたけれども、実際に来ましたら、朝、軽いミーティングっていうか、裁判長から一人ずつ一言朝の挨拶があったんですよ。最初、自由に一人一人話をして、そこから評議を行ったんです。ですから、皆さんそれぞれうまく話ができたとと思います。学校で言うと、できる人、

勉強で言えば、できる人を先生が指したりして話をしたんですけれども、ここでは一人一人まんべんなく、うまく話を引き出すような感じで持って行ってくれたと思います。雰囲気はすごく良かったです。

4番

時間配分も、こまめに休憩を取っていただいていたので、外出したい方や休憩したい方、トイレに行きたい方ってこまごまと休みを取れて、じゃあこの話はちょっと煮詰まってきたんで、一旦休憩挟みますねみたいな感じで、何分後にまた休憩挟みますんで、今のうちお手洗い行ってくださいとか案内もしていただいたので、決して評議の間に何か困っちゃったとかそういうこともなく、雰囲気がすごく良かったなと思います。

あとはいろんな意見、年代さまざまな意見をいただいていたので、ホワイトボードに書いて、これはこういう意見だねとか、こういう使い方、こんなふうに殴ったって言ったら結構ひどいよねとか、そういう量刑に関する判断基準っていうのも結構細かくやっていただいて、じゃあこれは思ったよりも重い考えで私はいたんだなとか、逆にもっと重くていいんだなとかっていうのもいろいろ考えられました。

3番

時間配分とかは、4番さん、5番さんのおり、小休憩とか挟んでいただいて、気分転換にもなりますし、そこまで根を詰めてやる状況でなかったのが良かったと思います。雰囲気とかも裁判長の方も分かりやすく説明していただいたりとかで、とても良かったと思います。

判決を出すに当たって、資料ですか、自分たちがやったわいせつ事件なんですけど、今までの事例として、こういう事件があって、その時被告人はこういうやり方をして、こういう判決が出たっていうのとか見せていただいたりして、とても参考になりました。とても分かりやすかったです。

判断が難しい点なんですけど、自分たちが担当した第1から第5まであるんです

が、そのうちの第4事件の強盗致傷は、被告人が全面的に否定していたんです。その時、被告人が犯人っていう直接的な証拠がなく、たまたまその場所、事件当時に犯行場所において、たまたまその配達ルートじゃないのにそこ寄っていたとあって、これは偶然なのか、それとも被告人が犯人でなければ説明がつかないのかってその点が難しく感じて、たまたま運が悪くて偶然が重なっちゃったのか、それとも被告人が犯人じゃないと説明がつかないのかって、その点が難しく感じました。

2番

評議については、裁判長が分かりやすく進めてくれました。裁判員等が9人いて、いろんな意見が出たということは一番いいことだし、また、それを裁判長が詳しく話し、それをまとめてくれる、そういうことが裁判員裁判のいいところだと思います。

1番

評議の時間配分とかなんですけど、結構ちょこちょこ休憩をもらって、仕事でそんな休憩ないので、こんなに休憩があり楽だなって正直思いました。雰囲気も最初全然知らない人が9人揃って、意見出るのかなって思ってたんですけど、良いか悪いか分からないんですけど、自分たちの事件、結構14日間ぐらいあって長かったんで、その中でいろいろ9人とコミュニケーション取って、良い雰囲気になってきたんで、最後の方の評議も良い感じでできたなど、最初の不安はなくなりました。

司会

他の事件の方だと、もう少し話合いの時間がほしかったとか、刑のレベル付けのところでもうちょっと時間を取ってもらいたかったという事件もあるんですけども、皆様方が参加された時には、時間は大丈夫そうな感じでしたか。

1番

十分ありました。あれ以上は必要ないと正直思いました。

司会

自分が入ってない裁判体なので、なるべく聞きたいなと思うんですけど、こういうのは勧められるようなやり方だったよとかいうのは何かないですか。うまく話合いを続けるために、少し今休憩時間の話をしたんですけど、裁判员裁判をやっている途中で外に食事に行くとか、そういう気分転換をうまく図るのがいいのではないかとか、あるいはホワイトボードにきちんと書き出して、きちんと押さえながらやった方がいいとか、何かお勧めの評議のやり方は何かなかったですか。

2番

裁判员になって初めて、本当に誰も知らないし、裁判長、裁判官2人と、全員でうまく話ができるものかなと自分ではそう不安を感じていました。ですけど裁判長がいろいろ心遣いしたんでしょうが、先ほど言った朝礼じゃないけど、一言を言ってもらって心を和ませ、それと昼食ですね。昼食を共に同じものを食べて、同じ席でいろいろ話しながら食べるのが一番の良いことだろうと思います。前半はお弁当を食べたり、後半は外食で一緒に食べに行ったりしながら、いろいろ雑談をするのは、本当に裁判官と裁判员の心が一つになる機会じゃないかと思えます。

司会

食事のときに裁判官が評議室に入るべきかって結構いろんな考え方があって、裁判官が遠慮してるところがあるんです。裁判官が近くにいると、ずっと緊張しっぱなしなんじゃないかなと思って、あまりお食事のときまでお相伴するのはやめとこうかなと思っていることあったんですけども、そんなには気にならないですか。

5番

緊張しました。

司会

キャラクターにもよるでしょうか。

2番

かえって食べたりしてるときに、冗談を言って、話するのが一番いいんじゃないでしょうか。まさか裁判長がこういう冗談を言うのかなって思うぐらいでしたから。

検察官

検察の方から審理の中で、冒頭陳述メモですとか論告メモという1枚紙の資料をお配りすると思うんですけど、評議の中でそれを参考にされているかということと、もしその中で分かりにくかったり、評議の中でこういう点が使えづらかったとか、こういう内容であると使いやすかったとか、もしそういうのがあればお聞かせいただければと思います。

3番

論告・弁論メモは、評議に関してはそこまで重要視したってわけじゃないと。一番重視されたのは、他の類似した事件の資料ですか。それで、それを見るまでは被告人のやり方がひどくて、被害者の証言とかありましたし、重めだったんですけど、他の事件、わいせつの他の事件を見ると、被告人のやり方はひどいんですけど、他の事件と比べると、そこまでひどくないんじゃないかなとかって考え方が変わったりしたので、そちらの方の資料がかなり参考になったと思います。

司会

自分が犯人じゃないと言った4番目の事件を、犯人かどうかというのを認めていくときに、話合いの叩き台として、検察官の論告メモを使われましたか。

3番

そこまで使わなかったと記憶しています。

司会

多分ここは、合議体によって大分違っているかなと思っていて、私たちのところでは、検察官の主張に丸が付くかっていうのを証拠で1個1個チェックするような形でやってるので、論告をベースに話を多分進めていったんだと思うんです。

3番

そうですね。他の事件の資料ですとか、あとは皆さんで評議したりしたので、論告・弁論メモはそこまで使わなかったと記憶しています。

弁護士

論告・弁論メモってというのは、最終的には、この事件についての最後の検察官ないし弁護人の意見なんですけれども、それはあまり重要視しないということであれば、その実際の評議のときには、多分その争っている点に関してどういう証拠で、これは認められるのか、認められないのかっていうのを一つ一つ考えていかなければいけないんですけれども、その点に関しては、どういう評議がなされていたのか。結論に至る過程はいいんですけれども、やり方としてどういう方法が取られていたのかということをお聞きします。

4番

論告メモも全く見てないわけではないんですけど、争いがあった点に関して、こういう意見の食い違いが出ているけれども、実際にはこれは起きたとしたらば、こういう反応をするのかなとか、被害者側の立場に立ったときに、これは絶対にあったんじゃないかなとか、状況証拠のところも結構多かったとか、あと被告人が言っていることって、これって本当にあったのかなとかってというような点を、視点を違うところ、あと、出てきている証拠から見て、この状況でこの証拠が出てきて、これは本当っていうのをそれぞれ意見を重視して、結果的には、怪我をしたことに関して、怪我をさせた経緯はどうか、こういうふうに考えて行動したのかなとか、こういう行為のためにこういうものを用意してきているよねとかっていうのを細かく細かく、じゃあこれはどう、丸、バツ、三角どれかなとか、個人個人で、じゃあ丸だと思う人みたいな感じで意見を聞いて、結果的に、じゃあこれはこの可能性が一番高いのかなというような感じで、最後まで細かいところで相違があるところは意見として、補充裁判員まで含めてどう思いますかというような感じで、そのトータルの意見とになるような形でした。

5 裁判員の負担について

司会

次に、話題事項4の裁判員の御負担に入ります。家族の状況とか会社の状況とかあるかと思います。差し支えがない範囲でお答えいただきたいんですけども、日程調整に苦勞されたのかどうか。裁判所の方から聞きたいのは、裁判員に選任された翌日から審理を始めた事件があったんで、それは大変じゃないかなとは思っているんで、その間どれぐらい空けた方がいいとかを含めて、お話をお伺いしたいと思っております。

1番

負担ですけど、自分たちの日は数が長かったんで、実際に選ばれて、そのまま会社に連絡したんですけど、周りにも全然やってる人もいないし、会社もどう対処していいのか、それを自分で説明するのが結構ハードだと感じたんで、裁判所から「この人に決まりましたんでお願いします」なんて言ってくれればと思います。結局、仕事、裁判、仕事、裁判、仕事ってずっと続くような感じになっちゃったんで、とにかく疲れました。

2番

自分はもう退職しちゃって無職の状態だから、いつでもということで参加に対しては何も意見はありません。若い人たちにどんどんこれから出てもらった方がいいと思います。それには、若い人たちは毎日勤めてるから、勤め先の社長の御理解、これが一番の大変なことだなと推測します。

3番

自分の場合は、祖父母が農家でその手伝いをしていて、自分は日程は全然大丈夫だったんですけど、他にお仕事されてる方とか考えると、選任後の翌日から審理となると、急に休めなかったりとかあってあるんで、1週間ぐらいは空けた方がいいのではないかなっていう考え方もあります。あと、選任の書類でも、選ばれた場合、何日からって表記されていると思うんですけど、翌日だった場合、念の

ために休みを取っちゃった方とかも考えられる。もし選ばれなかった場合、休みを取っちゃった場合どうするのみたいな感じの場合もあるので、1週間前後空けた方が良いのではないかなと思います。

司会

やるにしろやらないにしろ、予定の組み換えをするのに、1週間ぐらいは余裕がほしいっていう感じですか。

3番

はい、そうです。

司会

裁判員制度が始まった当初は、裁判員制度ってプレッシャーというか、結構緊張するので、緊張する期間をなるべく短くしたほうが良いということで、最初の頃は午前中に選任をして、午後から審理を始めることもやっていたんですけど、少しずつ間を空けるようにはなっているんです。今の3番さんのお話が結構多くて、間を空けてもらわないと、会社の方とかチェックできない、調整できないという意見もございます。

4番

私は逆に、選任があるって言った段階から、大まかなスケジュールみたいなのが資料に載ってたので、もしかして当たる、補充でも裁判員にでもなったらこれぐらいなのかなってということで、会社の勤めのときにはそれをちらっと話をしていて、実際にその期間はしっかり裁判の方に身を置くっていう形になっていたの、すごいタイミングが良かったというか、勤め先に対するストレスというか、報告しなきゃいけないとか、仕事をその合間にしなきゃいけないというのはなかったの、それに関しては、特別苦労っていうのはなかったです。

ただ、今日、明日、明後日って言われたならば、予定を組んでいた人としては大変なのかなという印象はありました。

あとは裁判の中で、ここまでは公表できるけど、ここまでは公表しちゃだめっ

ていうような心理面のところは結構悩んだけど、家族には言えない、こういう状況っていうのを言っちゃいけないっていうのは、多少なりとも不安というか、ストレスになるのかなっていうのが感じた経験です。

司会

4番さんから秘密を守らなきゃいけないところの話も少しありました。その辺とかも含めて、きつかったなとかそういうのもあればお話いただけますか。

5番

翌日とかそういうのでは多分皆さん大変だと思うので、決まってから1週間から10日くらいは空いたほうがいいと思います。

私の場合はパートで働いているんですけども、決まった時点で、日程も14日の日にちも全部いただきましたので、それをすぐ上司に伝えましたら、国で決まってることだから、ぜひ参加してくださいって言われました。それで分からないことも自分たちもあるから教えてくださいねって上司からは言われました。だからすごくその点では、仕事も忙しい職場だったんですけども、理解は家族にも会社にも良く得られました。

6番

私の場合は、仕事を休んで参加したんですけど、前もって日程は分かっていたんで、前もって言っていたので、特別間は空いていなくても問題はなかったんですけど、逆に私は、間は空いてないほうが仕事して休みやすかったかなと思います。

7番

私はこれは身軽に動ける立場なので、あまりこれには苦勞した点はありません。間は空けないほうが緊張感が継続しなくていいっていう話で短くなってたときがあるんですか。

司会

そうですね。例えば月曜日に選んで金曜日に判決だったら、その1週間だけ緊

張しとけばいいわけですよ。

7 番

そうですけど、でも緊張感が高まるのは、裁判所に入って法廷に入ってる時がピークなので、家までそういう緊張感を持って帰るってということがないので、その間が1週間空いてようが2週間空いてようが、あまり私は関係ないような気がしました。

8 番

日程の部分では会社員なので、自分が休む、所属長の計らいでずっと参加できたんですけども、12月は仕事が忙しい職場なので、自分が休むことで代替りの誰かを配置したりとか、あとは周りの方に負担を掛けちゃったって部分があるので、個人的な意見としては、個人的には1か月ぐらいあったほうがいいかなと思いました。

あとは守秘義務の部分では、最初は全部しゃべってはいけないって重く考えすぎてたんですけども、入って見たら、裁判長から、評議室のことは別ですけども、法廷の中のことは報道もされてますのでいいんだよって言葉を掛けていただいからは、すごく気楽になりました。

9 番

私も会社員なので、休みの調整っていうのは、上司の理解が結構あったので、周りの人も協力してくれて、上司から周りの人に話を振ってくれていたんで、直接私が話をしなくても、結構みんな協力的になってくれたので、その点では苦労したことはなかったです。

司会

逆に終わってから、周りの人にいろいろ、どうだったとか体験談を語る機会がありましたか。

9 番

聞かれることは結構ありましたけど、報道されていることは言っても大丈夫な

のかなっていう認識もあったので、裁判長から話もありましたし、なので、ここであつた事件だったよとか、そういう大まかなことだけは話はしましたが、みんな周りにそういう経験をした人がいなかったの、どんなだったって質問は結構ありました。緊張したとか、どうだったとか、その時に言ったのが、大変だったよとか、それだと後にも続かない、なった人もドキドキしちゃうのかなとか思ったんですけど、私的にはやってみて良かったなって思っていたので、正直な気持ちを話したことはあります。

司会

10番さんの事件が選任の翌日から審理が入った事件です。

10番

パート勤めだったので、会社の規模にもよると思うんですが、裁判員裁判に行くことになるかもしれないからって言っていたのに、いざ決まりましたって電話したら、断れないのっていう、会社側としての知識のなさっていうのを感じました。でも、パートなので、休みますっていう感じで休んでしまいました。

司会

そこが正直なお話だったと思うんですけど、裁判所としては、何日間の事件ですかって通知してるときに、当然皆さんは、何日間分調整してもらっているんだなという前提で選任期日を迎えているんですね。選ばれたらお休みいただけるって思ってたんですけども、実際そうでない方も結構多くて、選ばれてしまっから、いや実はだめだったんですっておっしゃる方もまれにいらっしゃいます。皆さん当たらないだろうっていう感じ強いですか。確率的には結構、もう集まったら何分の1かで当たってしまいます。

10番

でも、実際周りで聞いたことないですし、自分もすごいびっくりしましたし、会社に言っても、当たらないんじゃないかみたいな感じだったんだと思います。

1番

自分的には、もう来たらどっちでもいいんですけど、会社の方としてはあまりにも周りにもやった人もいないから、どうせ行ってくるだけだろっていうんで、実際あったらあったで考え始めるから、周りに経験者がいないっていうのが結構大きいと思うんです。

司会

裁判所も制度が始まったときは、いろんな企業を回ったり、公民館を回って、こういう制度が始まりますので御協力お願いしますと大分熱を入れて広報をやっていたんですけど、スタートしてからは、あまり広報に時間も割けなくなってしまったところがありました。今もう一度巻き直しで、商工会議所での説明会や小、中、高、大学に行って模擬裁判までやるようになってます。少しずつですけども、認めてもらえるような制度になればいいかなとは思っています。当たったときに何か良く分からないっていうよりは、少しは知識として持っていていただいた制度にはしたいとは思っています。

6 これから裁判員等になれる方へのメッセージ

司会

最後の話題事項に移ります。これから裁判員になれる方に対して、メッセージをいただければと思いますし、補充裁判員の方には、次は正裁判員になりたいかということも含めてお話いただければと思います。

1 番

これからなされる方へのメッセージとしては、とりあえず始まってしまったらみんなのいろいろな協力があるんで、不安もあるだろうけど、一応無事できると思うので、そんなに嫌だ嫌だと思わずに参加してもらいたいなと思います。

一応やったからには、周りの人に伝えられることもあると思うんで、そういう生の声を聞いた方が裁判の不安とかいろんなものも解消できると思うんで、是非選ばれたら参加してもらいたいと思います。

2 番

私は退職した年齢なんで、もっと若い人に積極的に出てもらって、良い経験をしてもらった方がいいと思います。

それとこちらがお聞きしますが、これの選考に関しては、年齢とか、年齢の配分、そういうところは何か話のできる範囲で選考のことをお話いただけたらと思います。

司会

パソコンのくじなんです。なので、先ほど話ありましたけど、事件によっては男性ばかり、事件によっては女性ばかりという可能性もありますし、年齢的にもばらけないときも結構あります。そこはもう全然こちらの方で操作したりはできないので、本当に純粹にくじです。

3番

自分もいざ裁判員ってなったときに、不安がいっぱいで、自分でできるのかなとか思って、簡単に言って人の人生決めるじゃないですか。判決、自分の意見とかで刑が重くなったり軽くなったり、不安がいっぱいだったんですけど、日にちを重ねていくに、そういった感情が薄れていきました。これからなられる方はそんな重く捉えずに、被害者にとって不適切な言い方ですけど、勉強に行くみたいな感じで捉えていただけたらなと思います。

4番

得がたい経験であることは間違いないと思うので、やる機会に恵まれて、環境的に社的にもやれるなっていうタイミングだったら、さまざまな方が裁判員制度に関わっていただいた方が、事件も身近になるし、実情も知ることができるのかなと思うので、無理がない限りやっていただいた方が、いろいろな理解は深まるのかなと思います。

自分も裁判員に、もし正裁判員に選ばれたとしたならば、状況が許す限りもう1回入って、今度は最終的な量刑とか判決に関わるのところまで責任とその意味合いを持ってやれるようになるのかなと思うので、もう1回同じ経験ができる機会

があったらいいなと思います。

5 番

私も皆さんと同じように、裁判員に選ばれて本当に良かったと思います。ですので、これから選ばれた方がいたとすれば、来られるのでしたら、ぜひ新しい人にも参加していただきたいと思います。

それから、裁判員をパソコンのくじで選ぶっておっしゃってましたけれども、これからもずっとそのような形でやるんですか。できれば、各地域から1人のように、難しいのかも分かりませんが、そのような形でできたらいいのかなという気持ちはあります。

司会

なかなか難しいと思います。県内一つの単位でやっているの、遠い方も結構いらっしゃるんですけど、純粋にくじで続くのではないかと思います。

6 番

私もやって良かったなと思っているので、心配事とかも最初はあると思いますが、ぜひこれから裁判員に選ばれた方はやった方がいいと思います。

7 番

私も補充裁判員ですが良かったと思います。考えたり悩んだりするのは、選ばれた後からでも十分間に合いますので、気構えることなく、選ばれたらぜひ参加していただきたいなと思います。

私も裁判員制度を広めたいんですけど、どうしても、殺人事件、組員、自分の裁判の話をするとう皆さんに引かれてしまうんで、広めてるんだか邪魔してるんだか分からない状態です。あと、間違えた情報が結構行っているらしく、ホテルに監禁されるのとか、缶詰にされるのとかっていう意見を何件か聞いたことがあります。

司会

よくアメリカの陪審員の方は、情報を遮断するためにホテルに泊まり込みとか、

新聞を読ませないとか、スマホ取り上げとかやってるみたいですけど、日本はそういうこと全くないです。

7番

何人かに聞かれたことがあるので、混同してる人がいると思います。

8番

私も裁判員を経験して本当に良かったと思ってるんですけども、特に裁判を通して、物事を決めるときに、自分の主観とかイメージは外しまして、出てきた証拠に基づいて公平に判断するっていうところが本当に勉強になりまして、一般的に人の意見とか報道とかいろんなことに左右されて判断しがちなので、自分できっちり証拠に基づいて判断するという経験をする意味では、すごく勉強になるので、裁判員に選ばれた方にはどんどん積極的に参加してほしいと思っています。

9番

私もやって良かったなと思ってる方なので、経験値じゃないですけど、自分の中でも少しいい経験ができているなと思ってます。中にはやりたいと思ってる方もいるとは思うので、やりたいと思っても当たらなければできないというのが現状だと思いますので、もし身近に当たったと聞いたら、自信持って勧めたいと思います。

10番

私も皆さんと一緒に、参加して良かったと思いますし、もしこの次は裁判員に選ばれたら、もう張り切って参加したいと思います。これから裁判員になられる方へのメッセージとしては、悩んで悩んで、でも良い判決になったと思うので、頑張ってやっていただきたいと思います。

7 報道機関からの質問

NHK

NHKの記者です。一つは、選ばれる前からどの程度のニュースを見ていて、それに影響されましたかという質問です。もう一つは、経験されてから事件に対

する見方とか報道に対する見方がどう変わったかという質問です。

3 番

まず一つ目の裁判員をやる前とやった後、事件の見方なんですけど、やる前はテレビとかニュース、殺人事件で判決がこのように出ましたと見ると、結構軽め、殺人事件でも懲役5年とか6年とかで、何でもっと被害者のこと考えてもっと重めにしないのかなとか思ったんですけど、裁判員をやった後、日本の法律の仕組みとか、重くはしたいけど外国とは全然違って、自分の友達の中でも外国の事例と日本を比べていて、外国はこんな重い、何で日本はこんなに軽いのかよく質問されたりとかあって、なのでその見方が変わりました。裁判員をやった後は、こういうことを考えてこういうふうに裁判員は判決したのかなとか思うようになりました。

二つ目は、自分の事件は事件で、こういう考えをしようって思っていたので、前の事件が影響したっていうのは自分にはなかったです。参考にしたりとかはありましたけど、懲役何年とかってなっていて、そこまで意識はしてなかったです。

4 番

今までだったら何でこんなひどいことやっているのにこんな軽い刑で、たったこれだけで出てこれちゃうようなものなんだっていうイメージだったんですけど、実際自分でその実情を知って、量刑を知って、こういう理由でこの場合だったらもっと重くなるし、この場合だったらそれだと重すぎるから軽くするよっていう実情を知ったので、多分この間に相当な議論があったんだとか、突発的な行動だからこういう判決になったのかなとか、相当巧妙にやってたからこういう証拠とかがあったのかなっていうのを巡らせるようにはなりました。同時に、普通の自分の日常生活でも、こういうことがあったから、この人こういう行動したのかなっていうのも少し考える基準にはなったような気がします。

事件の内容なんですけども、事前にその事件を確認したりっていうことをしなかったんで、その事件に関しては特に先入観なく、裁判をやっている間も別にい

いただいた情報とか証拠以外をわざわざ調べてみようとか、以前の情報を調べて、こう思ったかなっていうのはなかったです。あとは、他の事件とは本当に量刑を決めるときの基準として使わせていただいた形です。

司会

いわゆるひったくり型の10番さんの事件、新聞でも似たような事件、時々報道はあるかと思うんですけども、何か裁判員をやる前とやった後で、ニュースに対する見方って変わったかどうかってありますか。

10番

ひったくりとか、ニュースとかそういうので見ても、どういうふうな判決になったかまでの報道がなされないの、別にそこまでは考えたことはないです。

8 最後に

検察官

検察官への御指摘も含めて大変参考になりました。今後も毎月のように裁判員裁判を担当しますので、私も今日お聞きしたお話を踏まえて、より裁判員の皆様に分かりやすい審理ができるよう進めていきたいと思っております。

弁護士

弁護士の方も、今回、なかなかお話をお聞きする機会がない方々にお話を伺うことができました、大変勉強させていただきました。皆様の経験を踏まえて、より良いものにしていきたいと思っております。

裁判官

特に昼食の点とか、私自身も一緒に取ったりはしているんですが、どういう意味があるのかなとか思ったりはしたんですが、裁判員、補充裁判員の方の生のお話を聞いて、そういったところに意味があるんだなといったところを知ることができたりして、本当に非常に参考になりました。今後の執務に活かしたいと思っております。

司会

それでは，これもちまして，意見交換会を終わらせていただきます。貴重なお時間ありがとうございました。 以 上